七

次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域

イ　北緯三九度三二分四九秒東経一四二度四分二三秒の点
ロ　北緯三九度三二分四五秒東経一四二度四分二三秒の点
ハ　北緯三九度三二分四五秒東経一四二度四分一九秒の点
ニ　北緯三九度三二分四九秒東経一四二度四分一九秒の点

八

次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域

イ　北緯三九度二七分五五秒東経一四二度三分四一秒の点
ロ　北緯三九度二七分五一秒東経一四二度三分四一秒の点
ハ　北緯三九度二七分五一秒東経一四二度三分三七秒の点
ニ　北緯三九度二七分五五秒東経一四二度三分三七秒の点

九

次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域

イ　北緯三九度六分一七秒東経一四一度五五分二四秒の点
ロ　北緯三九度六分一三秒東経一四一度五五分二四秒の点
ハ　北緯三九度六分一三秒東経一四一度五五分二〇秒の点
ニ　北緯三九度六分一七秒東経一四一度五五分二〇秒の点

十

次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域

イ　北緯三八度一六分四一秒東経一四一度三五分一四秒の点
ロ　北緯三八度一六分三七秒東経一四一度三五分一四秒の点
ハ　北緯三八度一六分三七秒東経一四一度三五分一〇秒の点
ニ　北緯三八度一六分四一秒東経一四一度三五分一〇秒の点

十一

次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域

イ　北緯三八度一六分三四秒東経一四一度三五分一〇秒の点
ロ　北緯三八度一六分三〇秒東経一四一度三五分一〇秒の点
ハ　北緯三八度一六分三〇秒東経一四一度三五分六秒の点
ニ　北緯三八度一六分三四秒東経一四一度三五分六秒の点

十二

次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域

イ　北緯三八度一六分一八秒東経一四一度三四分五九秒の点
ロ　北緯三八度一六分一四秒東経一四一度三四分五九秒の点
ハ　北緯三八度一六分一四秒東経一四一度三四分五五秒の点
ニ　北緯三八度一六分一八秒東経一四一度三四分五五秒の点

十三

次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とへに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域

イ　北緯三六度五九分五〇秒東経一四〇度五九分一八秒の点
ロ　北緯三六度五九分四六秒東経一四〇度五九分一八秒の点
ハ　北緯三六度五九分四五秒東経一四〇度五九分一七秒の点
ニ　北緯三六度五九分四五秒東経一四〇度五九分一三秒の点
ホ　北緯三六度五九分四九秒東経一四〇度五九分一三秒の点
ヘ　北緯三六度五九分五〇秒東経一四〇度五九分一四秒の点

十四

次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域

イ　北緯三五度四三分五二秒東経一四〇度五二分五六秒の点
ロ　北緯三五度四三分五〇秒東経一四〇度五二分五六秒の点
ハ　北緯三五度四三分五〇秒東経一四〇度五二分五四秒の点
ニ　北緯三五度四三分五二秒東経一四〇度五二分五四秒の点

十五

次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域

イ　北緯三五度四三分七秒東経一四〇度五二分四七秒の点
ロ　北緯三五度四三分三秒東経一四〇度五二分四七秒の点
ハ　北緯三五度四三分三秒東経一四〇度五二分四三秒の点
ニ　北緯三五度四三分七秒東経一四〇度五二分四三秒の点

十六

次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域

イ　北緯三五度四一分四一秒東経一四〇度五二分二四秒の点
ロ　北緯三五度四一分三六秒東経一四〇度五二分二四秒の点
ハ　北緯三五度四一分三六秒東経一四〇度五二分二〇秒の点
ニ　北緯三五度四一分四一秒東経一四〇度五二分二〇秒の点

十七

次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域

イ　北緯三五度四一分二四秒東経一四〇度五二分一一秒の点
ロ　北緯三五度四一分二〇秒東経一四〇度五二分一一秒の点
ハ　北緯三五度四一分二〇秒東経一四〇度五二分七秒の点
ニ　北緯三五度四一分二四秒東経一四〇度五二分七秒の点

十八

次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域

イ　北緯三三度五分六秒東経一三九度五一分四〇秒の点
ロ　北緯三三度五分二秒東経一三九度五一分四〇秒の点
ハ　北緯三三度五分二秒東経一三九度五一分三六秒の点
ニ　北緯三三度五分六秒東経一三九度五一分三六秒の点

十九

次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域

イ　北緯三一度五三分一九秒東経一三九度五五分一一秒の点
ロ　北緯三一度五三分一五秒東経一三九度五五分一一秒の点
ハ　北緯三一度五三分一五秒東経一三九度五五分七秒の点
ニ　北緯三一度五三分一九秒東経一三九度五五分七秒の点